平成２４年（フ）第３８９号
神戸市灘区岩屋中町２丁目６番４―211号
債務者　松村　政彦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
福岡県筑後市大字一条1245番地
債務者　菊池　光輝
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１０８号
沖縄県那覇市字安里30番地
債務者　與那嶺榮徳
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４０号
沖縄県那覇市首里平良町１丁目18番地
債務者　比嘉めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５８号
沖縄県那覇市松川１丁目３番５号
債務者　屋宜　眞孝
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５９号
沖縄県浦添市屋富祖４丁目３番５号　３Ｆ
債務者　銘苅喜代子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７１号
大分市大字小池原1218番地の14
債務者　田中　　毅
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
秋田県能代市能代町字中川原12番地88
債務者　長岡　敏勝
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第５８号
福島県郡山市大槻町字久助林８番地の３　エルディム飯塚Ｂ―102号
債務者　生田　丈雄
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３号
栃木県芳賀郡市貝町大字上根637番地１
ウィン市貝201号室
債務者　渡邉　佳一
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第１３４号
群馬県桐生市梅田町１丁目83番地
債務者　田中　美樹（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２３号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田604番地42
債務者　原田　龍一
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１２２号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地427　県住14―７
債務者　山口千鶴子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１３３号
金沢市旭町３丁目13番10号　旭レジデンス405号、従前の住所金沢市窪３丁目415番地
債務者　橋本美智子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２９号
石川県加賀市山代温泉北部２丁目１番地１
県営山代住宅２号棟４号室
債務者　中野　紗織
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３３号
福井県敦賀市樫曲20号13番地　川北
債務者　前野　義隆
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１２８号
山梨県甲斐市龍地5380番地12
債務者　小宮山達也
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係